



2014年9月1日より航空機内における
電子機器の使用制限が緩和されます！

■ 今回の改正ポイント

- 電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性評価が行われ、その結果により、航空機を4つのタイプに分類します。
- 電波に対する航空機の耐性に応じて電子機器の使用制限が見直されます。
- 着陸後の滑走終了後は、全ての電子機器が利用できます。

航空機内における電子機器の使用制限緩和について



航空機を4つのタイプに分類します

航空機の電波に対する耐性区分	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ
通信等に使用する強い電波に対する耐性	有り	無し	有り	無し
航空無線周波数帯域の弱い電波に対する耐性	有り	有り	無し	無し

- 電波に対する航空機の耐性評価として2通りの評価が行われます。
- 航空機を4つのタイプに分類します。
- 電子機器の使用制限区分は、タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ・Ⅳの3区分になります。

電子機器の使用制限は3つの区分になります

航空機内における電子機器の使用制限緩和について



使用制限される飛行フェーズ

● 電子機器の使用の制限・解除は、機内アナウンスでご案内します。

● 9/1以降

搭乗 ドア
クローズ 離陸 飛行中 着陸 着陸後
滑走終了 ドア
オープン 降機

タイプ	電波を発信する電子機器	搭乗	ドアクローズ	離陸	飛行中	着陸	着陸後滑走終了	ドアオープン	降機
タイプ I・II	電波を発信する電子機器	○	○	×	×	×	○	○	○
	電波を発信しない電子機器	○: 常時使用可能							
タイプ III・IV	電波を発信する電子機器	○	○	×	×	×	○	○	○
	電波を発信しない電子機器	○	×	○	×	×	○	○	○

【快適な機内のために】 使用制限が緩和されますが、機内での通話等電子機器をご利用の際には、他のお客様のご迷惑にならないようご配慮をお願いします。
9月より機内アナウンスでご案内いたします。

● 8/31まで

電波を発信する電子機器	○	○	×	×	×	×	○	○	○
電波を発信しない電子機器	○	×	○	×	×	×	○	○	○

航空機のタイプ別の使用制限の内容



タイプ I : 使用制限内容について

タイプ I とタイプ II は制限される電子機器が異なります。
また、Bluetooth接続等の取扱いも異なります。

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態(通常モード)にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。

◎通信用の電波を発信しない状態の電子機器は常時ご使用いただけます。

主な例



◎通信用の電波を発信しない状態(機内モード)で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は常時ご使用いただけます。
ただし、航空機外の設備と無線通信を行うことはできません。

航空機のタイプ別の使用制限の内容



タイプⅡ：使用制限内容について

タイプⅠとタイプⅡは制限される電子機器が異なります。
また、Bluetooth接続等の取扱いも異なります。

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。

◎通信用の電波を発信しない状態の電子機器は常時ご使用いただけます。

主な例



× 通信用の電波を発信しない状態（機内モード）で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。

航空機のタイプ別の使用制限の内容



タイプⅢ・Ⅳ：使用制限内容について①

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信する状態にあるものは、出発時のドアクローズから着陸後の滑走が終了する時まで、ご使用いただけません。

主な例



× 通信用の電波を発信しない状態（機内モード）で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。

航空機のタイプ別の使用制限の内容



タイプⅢ・Ⅳ：使用制限内容について②

携帯電話等の電子機器について、作動時に通信用の電波を発信しない状態にあるものは、離着陸時※には、ご使用いただけません。

※離着陸時：出発時のドアクローズから離陸上昇が終了する時まで、及び着陸のための降下開始後から着陸後の滑走が終了する時まで。機内アナウンスでご案内いたします。

主な例



× 通信用の電波を発信しない状態（機内モード）で電子機器同士のBluetooth接続やWi-Fi接続は、ご使用いただけません。